

6. 評価に係る申請手続き

評価対象事業者が開放検査周期延長の評価・確認を管轄都道府県知事に受けるための申請を実施する場合は、都道府県知事の指導事項を確認の上、下記事項を参考として申請手続きを実施する。

6.1 申請実施期間

(1) 延長申請実施期間

評価対象事業者が管轄都道府県知事へ評価に係る申請を行う場合は、次の期間内に実施することとする。

- ① 延長申請対象貯槽の開放検査時又は開放検査前までに、管轄都道府県知事に開放検査周期延長の申し出を行うこととする。
- ② 延長申請対象貯槽の開放検査を行った後、検査結果が延長申請要件に適合していれば、当該年度の保安検査実施日以降遅滞なく管轄都道府県知事に周期延長の申請を実施する。
- ③ 但し、平成16年9月30日までは延長申請対象貯槽の開放検査を行った後、管轄都道府県知事に周期延長の申し出を行い、当該年度の保安検査実施日以後1年以内に周期延長の申請を実施することとする。

(2) 延長申請に係る確認期間

評価対象事業者より管轄都道府県知事へ、上記評価に係る申請が実施された場合、管轄都道府県知事は次のとおり評価・確認を実施することとされている。

(参考)

- ① 管轄都道府県知事等は、評価・確認要件の該当状況及びその他考慮すべき事項の評価を速やかに実施し、当該評価の結果に基づき都道府県知事は総合判定により確認を行うこととなっている。
- ② 管轄都道府県知事は、申請内容が適切であると確認場合は、評価対象事業者に対し、「承認書等」を交付することとなっている。

制定日

本技術資料の制定日は、2000年7月1日とする。

改訂日

本技術資料の第1回改訂：2008年11月26日